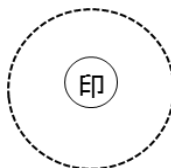


(宛 先)
板 橋 区 長



令和 年 月 日

安全等確認書（照明器具のLED化）

【施工事業者】

事業者名

〒

所在地

代表者

印

担当者

電話番号

【施工場所】

名称

住所

上記のLED化について、下記のとおり確認いたしました。

記

【改修内容等】（該当するものに対して、□にチェックをすること。）

- ①既設照明器具を改造し、既存のランプからLEDランプへの取替えを行う。
- 配線工事を伴うLEDランプへの取替えである。
 - 既存のソケット、電線及び電源ターミナル（端子台）等に変色、硬化、異臭、ひび割れ及び芯線露出等がない。
 - ランプの電圧及び電流は、内蔵安定器の定格値（ランプ電流）以下である。
 - 既設照明器具を改造してランプを装着しても安全性及び機能に問題はない。
 - 既存の設備に比べて省エネルギー効果の高いLED照明器具への取替えである。
- ②非常用照明器具の器具全体の取替えを行う。
- 非常用の照明装置の構造方法を定める件（昭和45年12月28日建設省告示第1830号，最終改正平成29年6月2日国土交通省告示第600号）第1の基準を満たした器具若しくは建築基準法施行令第126条の5に基づく国土交通大臣の認定を受けた器具への取替えである。
 - 既存の設備に比べて省エネルギー効果の高いLED照明器具への取替えである。
- ③誘導灯の器具全体の取替えを行う。
- 消防法施行令第26条の基準を満たした器具への取替えである。
 - 既存の設備に比べて省エネルギー効果が高いLED照明器具への取替えである。
- ④電気工事士等の法令に則った資格保有者が工事を行う。